

株式会社ハンモック
定 款

平成26年	5月26日	変	更
平成27年	5月25日	変	更
平成28年	10月 1日	変	更
平成29年	2月27日	変	更
平成29年	10月 1日	変	更
平成30年	10月15日	変	更
令和 3年	6月 1日	変	更
令和 4年	3月29日	変	更
令和 4年	6月28日	変	更
令和 5年	6月29日	変	更
令和 5年	8月21日	変	更
令和 5年	11月27日	変	更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ハンモックと称する。
英文では、Hammock Inc.と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ及び通信システムのハードウェア・ソフトウェアの企画、開発、販売及び保守、導入支援、運用支援、仕入、賃貸
2. データ入力業務の請負、情報処理サービス
3. 情報提供に関する業務
4. ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネスプロセスサポートに関する業務
5. 企業経営、営業及び情報システムに関するコンサルティング業務
6. 電気通信業法に基づく電気通信事業
7. 上記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

<https://www.hammock.jp/>

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、17,240,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び
募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務所取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対し

て交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(招集手続)

第23条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議が

あったものとみなす。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役の選任は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任の効力)

第33条 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

2 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬は、監査役会の同意を得て取締役会において定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

第8章 附 則

1. 平成26年5月26日 改 定

①第38条(剰余金の配当に関する株主ごとに異なる取扱)設 定

1. 平成27年5月25日 改 定

①第38条(剰余金の配当に関する株主ごとに異なる取扱)変 更

1. 平成28年10月1日 改 定
①第38条（剰余金の配当に関する株主ごとに異なる取扱）変 更

1. 平成29年2月27日 改 定
①第3条（本店の所在地）変 更

1. 平成29年10月1日 改 定
①第38条（剰余金の配当に関する株主ごとに異なる取扱）変 更

1. 平成30年10月15日 改 定
①第38条（剰余金の配当に関する株主ごとに異なる取扱）変 更

1. 令和3年6月1日 改 定
①監査役会設置

1. 令和4年3月29日 改 定
①第6条（発行可能株式総数）変 更

1. 令和4年3月29日 改 定
①第6条（発行可能株式総数）変 更

1. 令和4年6月28日 改 定
①第42条（剰余金の配当に関する株主ごとに異なる取扱い）削除
②次条以下を1条ずつ繰り上げ

1. 令和5年6月29日 改 定
 - 1.第1条（商号）変 更
 - 2.第2条（目的）変 更
 - 3.第6条（発行可能株式総数）変 更
 - 4.第7条（自己株式の取得）設 定
 - 5.第9条（単元株式数）設 定

- 6.第10条（単元未満株式についての権利）変 更
- 7.旧第 8 条（株券の不発行）削 除
- 8.旧第 9 条（株式等の割当てを受ける権利を与える場合）設 定
- 9.旧第10条（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）設 定
- 10.旧第11条（質権の登録及び信託財産の表示）削 除
- 11.旧第12条（手数料）削 除
- 12.旧第13条（株主の住所等の届出）削 除
- 13.第12条（株式取扱規程） 設 定
- 14.旧第15条（株主総会決議事項）削除
- 15.旧第17条（招集手続） 削 除
- 16.第15条（決議の方法）変 更
- 17.第17条（株主総会議事録）変 更
- 18.第18条（員数）変 更
- 19.第19条（取締役の選任）変 更
- 20.第20条（取締役の任期）変 更
- 21.第21条（代表取締役及び役付取締役）変 更
- 22.第22条（取締役会の招集権者及び議長）変 更
- 23.第23条（招集手続）設 定
- 24.第24条（取締役会の決議方法）変 更
- 25.第25条（取締役会の決議の省略）変 更
- 26.第26条（取締役会議事録）変 更
- 27.第29条（取締役の責任免除）設 定
- 28.第30条（監査役の員数）変 更
- 29.第31条（監査役の選任）変 更
- 30.第32条（監査役の任期）変 更
- 31.第33条（補欠監査役の選任の効力）設 定
- 32.第37条（監査役会の議事録）変 更
- 33.第40条（監査役の責任免除）設 定
- 34.第43条（配当金の除斥期間）変 更
- 35.条数の変更

1. 令和5年8月21日 改 定

①第12条（株主名簿管理人）変 更

②第34条（補欠監査役の選任の効力）変 更

③各次条以下を1条ずつ繰り下げ

1. 令和5年11月27日 改 定

1.第4条（公告方法）変 更

2.第5条（機関の設置）変 更

3.旧第7条（自己株式の取得）削 除

4.旧第8条（株式の譲渡制限）削 除

5.第14条（電子提供措置等）設 定

6.第41条（会計監査人の選任）設 定

7.第42条（会計監査人の任期）設 定

8.第43条（会計監査人の報酬等）設 定

9.第45条（剰余金の配当等の決定機関）変 更

10.第46条（剰余金の配当の基準日）設 定

11.条数の変更